



税のお知らせ

11月の納税等

国民健康保険税／第5期

後期高齢者医療保険料／第5期

介護保険料／第4期

農業集落排水処理施設使用料／第4期

保育料／11月分

納期限／12月1日(月)

納期限内の納付にご協力ください。

納付書にe-L-QRが印字され

ている場合は、スマホ決済アプリ

や地方税お支払いサイト(クレジッ

ト納付)を利用して納付が可能です。

また、e-L-QRに対応した全国

の金融機関で納付が可能です。

納付には口座振替も利用できま

**個人事業税第2期分の
納付をお忘れなく**

個人事業税の第2期分の納期限
は12月1日(月)です。

第2期分の納付書は、8月にお
りますので、次のいずれかの方法
で納付してください。なお、納付
書を紛失された方は管轄の県税事
務所へお問合せください。

●問合せ先

西尾張県税事務所 課税第一課

0586-45-3279

●納付場所および納税方法

○金融機関、県税事務所の窓口
○コンビニエンスストア、MMK
設置店

○Pay-easy(ペイジー)に対応した
インターネットバンキングまたは
はATM

○インターネット環境でのクレ
ジットカードによる納付

○スマートフォン決済アプリによ
る納付

○コンビニエンスストアおよびM
MK設置店による納付について

は、納付書の納付金額が30万円
以下のものに限ります。

※その他の納付

MK設置店による納付について

は、納付書の納付金額が30万円
以下のものに限ります。

○その他の納付

領収証書が必要な方は、金融機
関(ゆうちょ銀行を除く)の窓口、
県税事務所の窓口またはコンビニ
エンスストア、MMK設置店で納
付してください。

また、納付には便利で安全な口
座振替の制度もあります。

ご希望の方は口座を開設してい
る金融機関の窓口で手続きをして
ください。



愛知県庁 税務課
ホームページ

税の納付は期限内に！

税の納付は期限内に！

●納税相談を行っています
病気や仕事の問題などによって
納期限までに納付が難しい方は、
納税に関する相談を随時お受け
しています。お早めにご相談く
ださい。

●問合せ先
総務部税務課

愛知県内一斉 ノ一残業デー

「あいちワーク・ライフ・バラ
ンス推進協議会」(事務局：県)で
は、11月第3水曜日を「愛知県内
一斉ノ一残業デー」として定め、
働き方を見直す契機となるよう普
及啓発に取り組んでいます。11月
19日(水)は、効率的に仕事を進め
及啓発に取り組んでいます。11月
定時に退社し、趣味や家族との団
らん等の時間を過ごしてください。

●問合せ先
愛知県労働福祉課
052-954-6360

い、滞納している税に充當

④差し押えた不動産等の公売を行
行

③財産調査を実施し、預金・給与
不動産などの財産の差し押さえを
実施

②電話や文書にて納税を催告、税
を徴収

①督促状を送付

④差し押えた不動産等の公売を行
行